

JAL エービーシー（以下「甲」という）、レンタルスーツケースをご利用いただき、ありがとうございます。
お客様に甲所有のレンタルスーツケース及びそのすべての付属品（以下総称して「商品」）をご利用いただく際は、次の事をお約束していただきます。

1. このレンタル契約はお客様が甲の Web サイト申し込みにてご入力および FAX 申込書に記載した期間および料金にて商品をお貸し出しするものです。
2. お客様のご身分が明らかでない場合は補償金をお預かりすることがあります。この保証金はこの契約に定められたお客様すべての債務を担保いたします。
3. レンタル期間中は途中で解約なされた場合であっても、当初定めたレンタル期間の料金の返金は出来ません。
4. 商品はレンタル期間が満了するまでに返還していただくものとし、その後返還された場合は、定められた延長料金（追加料金）をいただきます。
5. お客様がこの契約に違反された場合には、甲は特段の通知、催告なしでこの契約を解除する事ができるものとします。この場合、お客様は直ちに商品を返還しなければなりません。契約が解除された場合であっても甲が商品の返還を受けるまでのレンタル料金と別途延長料金をいただきます。
6. 商品は宅配でのお引渡し、宅配でのご返却となり、送料はお客様負担となります。甲からの発送についてはレンタル料金と合わせてご請求、ご返却は元払いとなります。
7. 商品は使用目的に合った使用をしていただき、利用保管については、十分な注意をお願いいたします。
8. 商品を甲に返還される場合に通常の使用による損耗、原価以上に商品が破損し修理を必要とする場合には修理代金に相当する費用を弁償していただきます。
但し、甲の提供する安心補償に加入の場合は、この限りではございません。
9. 商品について第三者が差押、仮差押または、権利主張をする恐れがある場合、直ちに甲宛てにその旨を通知していただきます。
10. 商品について第三者に使用させたり、譲渡、質入、天体、占有移転等の処分をすることを禁じます。また、商品を改造、改装することを禁じます。
11. 商品に構造上の欠陥があり、修理してもお客様のご使用目的を達成できない場合、直ちにご連絡いただくものとします。甲は同種同等の代替品をレンタルいたします。
代替品がない場合は、当該申込のレンタル料の払い戻しをもって一切の責任を免れるものとします。
12. 商品がお客様のお手元にある間に返還不能および修理不能の状態になった場合は、レンタル期間中の料金（期間を超えていればその期間の料金）の他に甲が一定の基準により算出したその商品の価格と同額を弁償していただきます。
13. お客様が使用されるにあたって、お客様の使用上の不注意によって生じた損害については、甲は一切の責任を負いません。
14. 甲は商品の操作機能確認のうえ、お客様の使用上の不注意によって生じた使用目的は達しない等の損害については一切責任を負いません。
15. 商品受け取り後すぐに梱包等を開封し、お客様自身で取扱説明書等を確認し、使用目的を達成できるように商品チェックを行ってください。チェック後使用目的を達成しない場合直ちにご連絡いただくものとします。
16. 商品が盗難、火災に遭った場合にはお客様には盗難届、被災証明を取得いただきます。甲が保険給付を受けた場合には、免責額を除き弁償金はいたしません。
17. もしお客様と甲との間に、この契約に関して紛争を生じた場合には、第一審の管轄裁判所は甲の管轄する
地方裁判所といたします。

以上